

港区特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

本案は、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」の一部改正を踏まえ、特定地域型保育事業の実施に係る要件を緩和するものです。

【省令改正の背景】

特定地域型保育事業者における連携施設の確保が進んでいないことから、国の「特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業並びに特定子ども・子育て支援施設等の運営に関する基準」が改正され、連携施設の確保に係る要件緩和が図られました。

【条例改正の内容】

- ①保育内容の支援に係る連携施設の確保が著しく困難な場合であって、一定の要件を満たす場合には、連携施設を確保しないことができることとします。
- ②代替保育に係る連携施設の確保について、区長が必要な措置を講じてもなお連携協力を行う者の確保が著しく困難な場合においても、連携施設を確保しないことができることとします。

【施行期日】

令和7年4月1日